

# ウィズコロナ経済活性化補助制度

(新型コロナウイルス感染防止対策事業・宅配サービス等実施支援事業・インターネット販売等環境整備支援事業・商店街等経済活性化事業)

## ○補助内容

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制しながら、地域の経済活動を持続させていくため、市内事業者が行う感染防止対策や宅配サービス等の新しい事業形態の展開等に取り組む事業者に対して、補助金を交付します。

## ○補助対象事業

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率・補助上限額
新型コロナウイルス感染防止対策事業	市内で事業所を営む中小企業・小規模事業者等	新型コロナウイルス感染防止のため、換気設備導入費、ビニールカーテン等飛沫対策用品、手指消毒液購入等に対する経費 ※新生活様式ガイドライン及び各業界ガイドラインに基づき行う事業が対象となります。	補助率：2/3 補助上限額 10万円
インターネット販売等環境整備支援事業	市内で商業店舗を営む中小企業・小規模事業者等	インターネット販売に要する経費（通信販売ウェブサイトの新設及び拡充に係る委託料等、ECメール等登録に係る初期費用・月額費用料）	
宅配サービス等環境整備支援事業	市内で飲食店を営む中小企業・小規模事業者等	宅配サービスやテイクアウト導入に要する経費（弁当容器、広報費、配送委託料、配送用自動車等借上料）	
商店街等経済活性化事業	商工団体等	商店街等の活性化につながる事業に要する経費（印刷費、広告料、需用費、食糧費（懇親のための飲食費を除く。）、謝金、使用料、抽選会等の景品購入に係る経費、委託料等）	補助率 4/5 補助上限額 200万円
	NPO・任意組織	上記と同じ	補助率 4/5 補助上限額 40万円

重要：交付決定前に着手した事業は対象となりませんのでご注意ください。

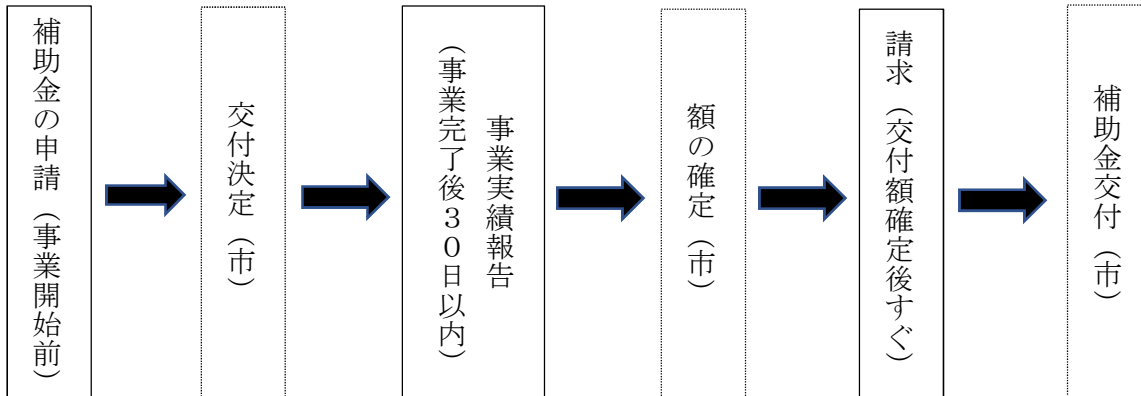
申請は1度限りの申請となりますのでご注意ください。

## ○申請期限

令和3年12月28日（火）

※実績報告書の提出が、令和4年3月末まで完了することが条件となります。

## ○補助金交付の流れ



12/28 まで

最終期限：翌年 3/31 まで

※交付決定を上回る変更はできませんのでご注意ください。

## ○申請時の提出書類

- (1)事業計画書（様式第2号）
  - (2)収支計画書（様式第3号）
  - (3)現況写真
  - (4)事業実施に係る見積書（ただし、補助対象経費のうち消耗品費が2割未満の場合は、消耗品費の見積書を省略できます。）
  - (5)その他市長が必要と認めるもの
- ※申請者が法人又は団体の場合は、規約、定款、会則等が必要です。

## ○実績報告時の提出書類

- (1)事業報告書（様式第2号）
- (2)収支決算書（様式第3号）
- (3)補助対象経費に係る領収書の写し  
※領収書等で経費の支出が分からないものは、対象経費と認められません。
- (4)工事明細書又は請求書
- (5)事業実施内容が分かる写真
- (6)その他市長が必要と認めるもの

## ○申請書類

東根市ホームページ（<https://www.city.higashine.yamagata.jp>）からダウンロードできます。

## ○申請先・お問い合わせ

東根市役所 経済部商工観光課 商工労政係  
〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 電話：0237(42)1111 内線：3112・3119  
FAX：0237(43)1151